

第1回心血管疾患に係るワーキンググループにおいて出された意見

【全体に関する意見】

- 対象疾患に急性期の突然死もある不整脈が抜けているのではないか。
- 東京CCUネットワークのデータからは、過去の疫学データより実際の大動脈疾患は多いのではないか。罹患年齢も50～60代であり、対策が必要ではないか。
- 急性期治療における低侵襲化、早期離床が進み、逆にCCU等における特定入院料の要件を満たしづらくなった事も、診療提供体制に影響するのではないか。

【急性期の専門的医療を行う施設の役割分担等について】

1. 施設の役割分担について

- 「高度な専門的医療を行う施設(仮称)」は、慢性期も含めた心血管疾患管理の教育的な立場も担うべきではないか。

2. 必要な医療資源について

- 提示された必要とされる資源には、厳しすぎる項目もあるのではないか。厳しすぎると、地域が基準を満たせず医療が崩壊する可能性があるのではないか。
- 「高度な専門的医療を行う施設(仮称)」における認定看護師の候補としては、慢性心不全認定看護師以外に、急性重症患者看護専門看護師、集中ケア認定看護師もあげられるのではないか。
- 急性期の早期リハビリテーション実施に必要な医療資源については、検討が必要ではないか。

【搬送体制及び施設間ネットワーク構築の考え方について】

- 急性期心血管疾患の症状の教育や、発症時の速やかな救急搬送要請に関する患者教育、救急搬送要請に迷った際の救急電話相談体制(東京都・横浜市等における#7119等)の利用等、患者への啓発も重要ではないか。
- 救急隊によるトリアージを、どこまで行うかについては議論が必要ではないか。確実なトリアージよりも、オーバートリアージを許容し、疑えば入院させるような体制の方が適切ではないか。
- オーバートリアージを前提とした体制には、患者が心血管疾患ではなかった際のネットワーク体制(特に心血管疾患の単科病院において)も必要ではないか。
- 施設間連携には検査結果、画像情報の共有等による相談体制、遠隔医療(ペースメーカーの遠隔モニタリング機能)等の活用も重要ではないか。
- 現在の施設間ネットワークは、医局制度や個人的なネットワークによるところも大きく、システムチックなネットワークを確保する仕組みが必要ではないか。
- 専門的な医療を行う施設間の水平連携も重要ではないか。

- 都道府県が医療計画を考える際の、基準となりえるものを示す必要があるのではないかな。
- 地方によっては、「専門的治療を行う施設(仮称)」を一つしか作ることができないのではないかな。例示の地方型は比較的恵まれた地方ではないかな。
- 地域で完結することを原則にしながらも、対応疾患によっては、医療資源の点からも、地域を越えたネットワークも必要ではないかな。
- 急性発症や治療中の急変が多い心血管疾患の救急対応が適切に機能するためには、受け入れ体制にある程度の余裕が必要ではないかな。経営的には空床部分が赤字になる事が、このような体制構築の問題となるのではないかな。
- がんのように時間を待てる医療とは異なり、急性期心血管疾患の医療は時間を待つことができないため、専門的な医療を行う施設へ転送させる際の、限られた時間内での業務負担も踏まえ、転送元の施設が過度な責任を負う事が無いような、ネットワーク体制を考える必要があるのではないかな。

【急性期診療提供体制に係る指標イメージについて】

- どの程度地域の患者を受け入れているかな等、地域医療への関与を評価するような指標も必要ではないかな。
- 専門的な医療を行う施設に係る指標と、心血管疾患に対する地域における診療提供体制に係る指標は、分けて考える必要があるのではないかな。
- 「高度な専門的医療を行う施設(仮称)」の指標に、外科的手術を行う上では必須である麻酔科医が抜けているのではないかな。
- 重症を多く受け入れる病院が不利にならないように、指標にリスク調整院内死亡率のようなリスク調整は必要ではないかな。
- プロセス指標の PCI 件数などは、数の評価が中心で質の評価がなされていないのが現状ではないかな。緊急と待機的の PCI 割合等、質の評価も必要では。
- 在宅復帰率、回復期への転院率、緊急時の対応準備の有無(緊急時に備えてベッドを空けている等)、についても指標に入れるべきではないかな。
- 診療報酬による評価が反映されない指標は、評価指標には不適切ではないかな。
- 「覚知から医療機関への収容までに要した平均時間」には、距離、現場での応急処置や、病院選定に要する時間が含まれ、指標になりにくいのではないかな。
- 急性期診療の質を保つにはある程度の症例数は必要であり、診療の質と、施設の余裕を保てる救急受入症例数についても考える必要があるのではないかな。
- 指標に用いるデータ収集においては、個人情報保護法案との関係も確認しておく必要があるのではないかな。